

Q 1 「離婚時の年金分割制度」とは、どのようなものですか？

A 1 **平成 19 年 4 月以降に離婚が成立した場合**，婚姻期間中の厚生年金の標準報酬を当事者間で分割できる制度のことです。

年金分割では，当事者間の合意あるいは裁判所の決定に基づく按分割合によって分割が行われます。**(合意分割)**

また，**平成 20 年 5 月以降に国民年金第 3 号被保険者（被扶養配偶者）が離婚をした場合**，**平成 20 年 4 月 1 日以降の婚姻期間については**，当事者一方からの請求により，厚生年金の標準報酬を 2 分の 1 に分割できる制度が設けられました。**(3 号分割)**

平成 20 年 3 月以前の期間については，3 号分割ではなく，合意分割により分割することになります。